

# 岐生研 春の理論学習会

～「学習指導要領どおり」というフェイクを解く～



日時 25年 3月8日 (土)

場所 可茂教育会館 加茂郡川辺町西柝井 749-1

13:00～14:30 講座  
14:30～15:00 質疑応答

講師 山本敏郎先生

日本福祉大学名誉教授。著書「新しい時代の生活指導」「学校教育と生活指導の創造」など多数

学習指導要領はもともと教師にとっての参考書という位置づけであったが、高校では1955年から、小・中では1958年版から「試案」の文字が消え、官報に告示されたことをもって、学習指導要領には法的拘束力があると文部省が主張し始める。学習指導要領は教師にとっての参考書ではなくて、その通りに教育をしなければならないものへと変わった（「天動説を教える」と書いてあったら天動説を教えないといけない）。

これ以降、教師の自主的な研究にもとづく教育（academic freedom）は著しく制限されることになった。多くの学校で、教師が新しいアイデアを示すと、校長が「それは学習指導要領や市の教育課程のどこにかかわることか」と迫るなど、学習指導要領通りの実践が強制される。たとえば繰り上がりの教え方について研究するとする。繰り上がりの指導法に2通りあるとき、両方試してどちらがより理解を促進するかを研究する。ところが現在の学校研究では、学習指導要領に書いてある教え方の正しさを証明するような研究結果が出るような研究が強制されている。こういうのを研究とは言わない。

これが学校の閉鎖性、教育の閉塞感、教員管理、教員の自主的・創造的な実践を奪う原因になっている。では、学習指導要領の法的拘束力について教育学はどう考えてきたのか。

（山本講座より抜粋）

この続きを聞きに来てください。お待ちしております。どなたでも参加できます。

**参加費** 無料 オンラインでも参加できます。URLはMLで連絡します。

**主催** 岐阜県生活指導研究協議会

**連絡先** 佐藤真 090-1747-0322

